

「経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令案及び経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」
 に対して提出された意見と総務省の考え方
 (令和6年1月18日～2月16日意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
1	無記名	調査対象から「個人の経営に係る事業所のうち、雇用者のいないもの」を除く旨の規定を追加し、とあるが除外する意味がわからない。小規模事業者を調査対象から省くことで、日本の経済状況がよく見えるような仕掛けを作る目的なのか？	<p>本調査の実施に当たり、基準年（経済センサス - 活動調査実施年）以外の年の事業所及び企業の母集団情報の更新範囲や頻度の見直しを行い、基礎調査については、地方公共団体、統計調査員、報告者の負担軽減の観点から、調査方法を調査員調査からオンライン・郵送調査へ見直したところです。その中で、雇用者のいない個人経営の事業所は、売上高全体に占める割合が小さく、リソース配分や費用対効果の観点から、調査対象から除いているものです。</p> <p>なお、基準年では引き続き、雇用者のいない個人経営の事業所も把握する予定です。</p>	無
2	無記名	調査方法を調査員調査からオンライン・郵送調査へ見直したとあるが、代理提出などが無いようにしてほしい。	<p>「代理提出」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、調査書類には管理番号が付与されており、いわゆるなりすましによる回答は排除される仕組みとなっております。</p> <p>また、同書類にはあらかじめ事業所の名称・所在地等が印字されており、調査事業所の事業主の元に確実に送付されるとともに、本規則でも原則として、調査に係る</p>	無

			事項は、調査事業所の事業主が報告しなければならない仕組みとしております。	
3	個人	基礎調査規則改正案の2枚目の改正前欄の「新設」は「加える」のほうがよい。1枚目の最終行の例と同様に。	新旧対照表の記載ルールについては、府省庁によって一部異なる場合があるものと承知しておりますが、総務省における記載ルールに倣った書きぶりとして、原案のとおりといたします。	無
4	個人	<p>形式的な部分についての意見となるのであるが、行政（司法・立法でもあるが）において、項番号の付け方に「イロハニホヘト」の使用は行わないようにされたい。</p> <p>「イロハニホヘト」は「いろは歌」（色は匂へど散りぬるを）から取られているものと思われるが、行政にそのような華は不要であり、また項番号の付し方については、数字順、五十音順、のような規則がある事が望ましい。</p> <p>「イロハニホヘト」は不適切な要素（歌及び歌の意味（その意図や目的は無くてもそうなるのである（まあ策定者にはそのような良くない意図があったりするのではないかと疑うが。））などが入り込んでくる事になるであろう。不適切である。）が入り込む事になるとともに、五十音順の項名とも衝突が発生するものであり、不適切さばかりしか無い。</p> <p>使用について好ましくないとされるようなものであるはずであるのにいまだに使用しようとしているのは、要するに、適切な規則に対する恨みや憎しみの存在があ</p>	一般的な法令の書きぶりとして、原案のとおりといたします。	無

		<p> っての事ではないかと疑うのであるが（総務省に数多く そういふ部分はあるであろう。自治行政局公務員部が （指定管理者制にも関係する事であるが）医療法人、福 祉法人や NPO 等の法人が特別職地方公務員にならない という主張を下手な言い訳とともに延々と続ける事な どもそうであろう（旧民法部分となる法令から法人が役 職員となる事が可能な事が分かるはずであるが、職員募 集からの採用試験を行っての採用を行う自然人である 正規職員はともかく、地方公務員法 3 条 3 項 3 号の特別 職地方公務員は法人がなるものであってもよいはずで ある。法的にそれを否定するものは無く、責任の所在を 考えると法人が特別職地方公務員として扱われる事が 適切となるはずである。）。他にも色々あるが、もう総務 省は腐っているとしかいいようがない墮落した省庁に なってしまっている事は確定的である（総務省にも行政 全体にも関わる事であるが、行政評価局や行政管理局も 酷い状態であり、行政の自己浄化能力も破綻してしまっ ている。）。）、歌のようなものからの項番号の付け方を、 公務に持ち込むような事はいい加減に止められたい。 </p>		
--	--	--	--	--

○提出意見数：4 件

※提出意見数は、意見提出者数としています。